

「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」
に関する提言書



恒久平和に貢献する万国津梁会議
令和7年11月

目 次

「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」に関する提言書

はじめに	3
提言書概要	4
第1章 沖縄県が恒久平和に貢献する意義	7
第2章 将来像における「平和」の捉え方	12
1 「狭義の平和」と「広義の平和」	12
2 「狭義の平和」に取り組む意義	12
3 「広義の平和」に取り組む意義	13
第3章 恒久平和に貢献するための将来像	15
1 恒久平和に貢献するための目指すべき将来像	15
2 将来像の実現に向けたメッセージ	16
第4章 将来像の実現に向けた基本的な方策	20
1 戦争・武力紛争がない社会構築への貢献	20
（1）短期施策（おおむね3年から5年以内）	21
ア 平和意識の醸成（次世代継承・平和教育の充実・平和啓発等）	21
（ア）平和ガイド育成、活躍の場の創出	21
（イ）小中高校における平和学習の充実	21
（ウ）平和継承における地域、学校との連携	22
（エ）若者を中心としたイニシアティブの推進、政策提言、参画	22
（オ）第32軍司令部壕の保存公開	22
イ ネットワーク構築	23
（ア）国際的な都市間ネットワーク	23
（イ）世界の県系人（ウチナーンチュ）による多様で重層的なネットワーク	23
（ウ）行政とNGO等市民団体との連携	24
ウ 平和発信	24
（ア）世界から見た沖縄の状況を踏まえた平和発信	24
（イ）若者やメディアと連携した情報発信	24
（2）中・長期施策（おおむね10年以内）	25
ア 平和意識の醸成（次世代継承・平和教育の充実・平和啓発等）	25

(ア) 沖縄戦と基地問題の若者への継承.....	25
(イ) 戦争遺跡群の保存・活用.....	25
イ ネットワーク構築.....	25
(ア) 平和博物館の利活用による若者の交流.....	25
(イ) 共同生活・交流による多様な文化の相互理解.....	26
(ウ) 国連等国際機関との連携.....	26
ウ 平和発信.....	26
(ア) 平和に関する資料の整備.....	26
(イ) 言論プラットフォームの形成.....	27
2 アジア・太平洋地域の「人間の安全保障」への貢献.....	28
(1) 継続施策（現行の取組の継続・拡充）.....	28
ア 沖縄らしいSDGsの推進.....	28
イ 多文化共生社会の構築.....	30
ウ 安全に安心して豊かに暮らせる社会の実現.....	32
第5章 将来像の実現に向けた推進体制.....	35
1 行政（県・市町村）、民間団体・研究機関の連携.....	35
(1) 市町村等との連携.....	35
(2) 平和関連施設との連携.....	35
(3) 広島・長崎等の他の自治体との連携.....	35
2 県の組織体制等.....	36
(1) 部局横断的な施策の推進.....	36
(2) 平和祈念資料館の体制強化.....	36
3 平和研究機構の設置の必要性.....	36
(1) 研究機構を設立する意義.....	36
(2) 研究機構の位置づけ・機能.....	37
(3) 研究テーマ.....	37
(4) 市町村との連携.....	38
(5) 研究機構の持続性.....	38
将来像の実現に向けた基本的な方策 行程表.....	39
委員名簿.....	40

はじめに

戦後 80 年が経過し、戦争経験者の証言を直接聴くことが難しくなっている中、沖縄戦の実相・教訓を正確に、かつ、時代の要請に見合った形で次世代に継承していくことが、これまで以上に重要になっている。

沖縄県は、これまでの平和行政の取組を振り返りつつ、戦後 90 年、100 年といった長期的な視点に立ち、沖縄を取り巻く時代潮流、地域特性等を踏まえ、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献するため、沖縄県民をはじめ、アジアの人々、そして世界の人々に向けたメッセージとして、「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）（以下、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」という。）」と、それを達成するための基本的な考え方を作成することとしている。

沖縄県が「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を策定するにあたり、平和、人道支援、教育、国際協力等の有識者から助言、提案等を受けるため、「恒久平和に貢献する万国津梁会議（以下「本会議」という。）」が設置され、令和 6 年 12 月から令和 7 年 9 月にかけて計 4 回、開催された。

本提言書は、沖縄県が「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を策定していくための基本的な考え方やその実現に向けた方向性及び沖縄県が果たすべき役割等を提示するものである。この提言が、沖縄県が恒久平和に貢献していくための一助となれば幸いである。

恒久平和に貢献する万国津梁会議委員一同

提言書概要

本会議では、県内、国内、海外の事例を基に、各委員から多様な意見や提案があり、闊達な議論が交わされた。本提言書の概要は以下のとおりである。

第1章では、「沖縄県が恒久平和に貢献する意義」について、沖縄県民が平和を希求する起点の一つとも言える沖縄戦から現在に至るまでの沖縄の歴史を概観し、沖縄戦以降も、人間の安全保障が脅かされていることを確認した。そして、沖縄県民が、歴史に脈々と息づく万国津梁の志を持って恒久平和を願い、その実現に向けて貢献するビジョンを国内外の人々と共有すること、さらには、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的特性や世界のウチナーンチュ等の独自の国際ネットワークを生かして、時代に合わせて進化しながら行動していくことは、沖縄県が世界の恒久平和に貢献していく上で大きな意義がある。

第2章では、「将来像における平和の捉え方」として、沖縄県が貢献していくことを目指す「平和」を「狭義の平和」と「広義の平和」とし、その概念と関係性を確認するとともに、2つの平和に貢献する意義をまとめた。

「狭義の平和」とは、戦争や武力紛争¹がない状態を指し、「広義の平和」とは、戦争や武力紛争がない状態にとどまらず、貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊等がない安らかで豊かな状態、つまり、人間の安全保障が確立されている状態を指すこととした。また、広義の平和の実現には、その土台とも言える狭義の平和が達成されていなければならないという関係性を確認した。

そして、現在、世界では第2次世界大戦後から築かれてきた国際秩序が揺らぎ、東アジア地域でも軍事的な緊張が高まっている中で、沖縄県が平和的手法によって狭義の平和の実現に向けて取り組んでいくことは、日本やアジア・太平洋地域の安全保障に寄与するものであること、また、広義の平和は世界共通の課題であり、沖縄戦と戦後の米軍基地の影響下で構造的に広義の平和が制限されてきた沖縄が、海外の国や地域と連携してその実現・維持に取り組んでいくことは、意義がある。

第3章では、「恒久平和に貢献するための将来像」として、「戦争・武力紛争がない社会構築への貢献」と「アジア・太平洋地域の人間の安全保障への貢献」という2つの将来像を示すとともに、その実現に向けた方策の柱として、沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相や教訓を次世代に継承することによる「平和意識の醸成」、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成²のための「ネットワークの構築」、戦争や武力紛争を予防するための世論形成に向けた「平和の発信」、さらには、戦争や武力紛争を予防・緩和する観点から、戦争や武力紛争の要因ともなり得る社会不安を起こさないためにも「沖縄らしいSDGsの推進」「多文化共生社会の構築」「安全に安心して豊かに暮らせる社会の実現」に取り組む

¹ 国家間の武力を用いた争いに到達しない強度の武力を用いた紛争

² 継続的な対話や交流を介した相互理解促進ための取組

必要性を確認した。

そして、沖縄県が恒久平和に貢献する姿を、沖縄県民と共有し、世界の人々に発信していくため、以下のメッセージをまとめた。

『沖縄県は、県民一丸となって、先人達から脈々と受け継いできた「万国津梁」の精神と「平和を希求する沖縄のこころ」を持って、アジア・太平洋地域をはじめ、世界の恒久平和に貢献する「平和の懸け橋」としての役割を担っていきます』

(恒久平和に貢献する“3つの懸け橋”)

【記憶の懸け橋】

- 沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することにより、平和の意識を醸成する

【人の懸け橋】

- 恒久平和に向けた緊張緩和・信頼醸成のためのネットワークを構築する

【知の懸け橋】

- 恒久平和の構築に必要な情報を収集し、新たな価値を生み、発信する

※「万国津梁」の精神とは、沖縄の地理的特性を生かして、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成のために、積極的な役割を担っていくことを目指す精神とする。

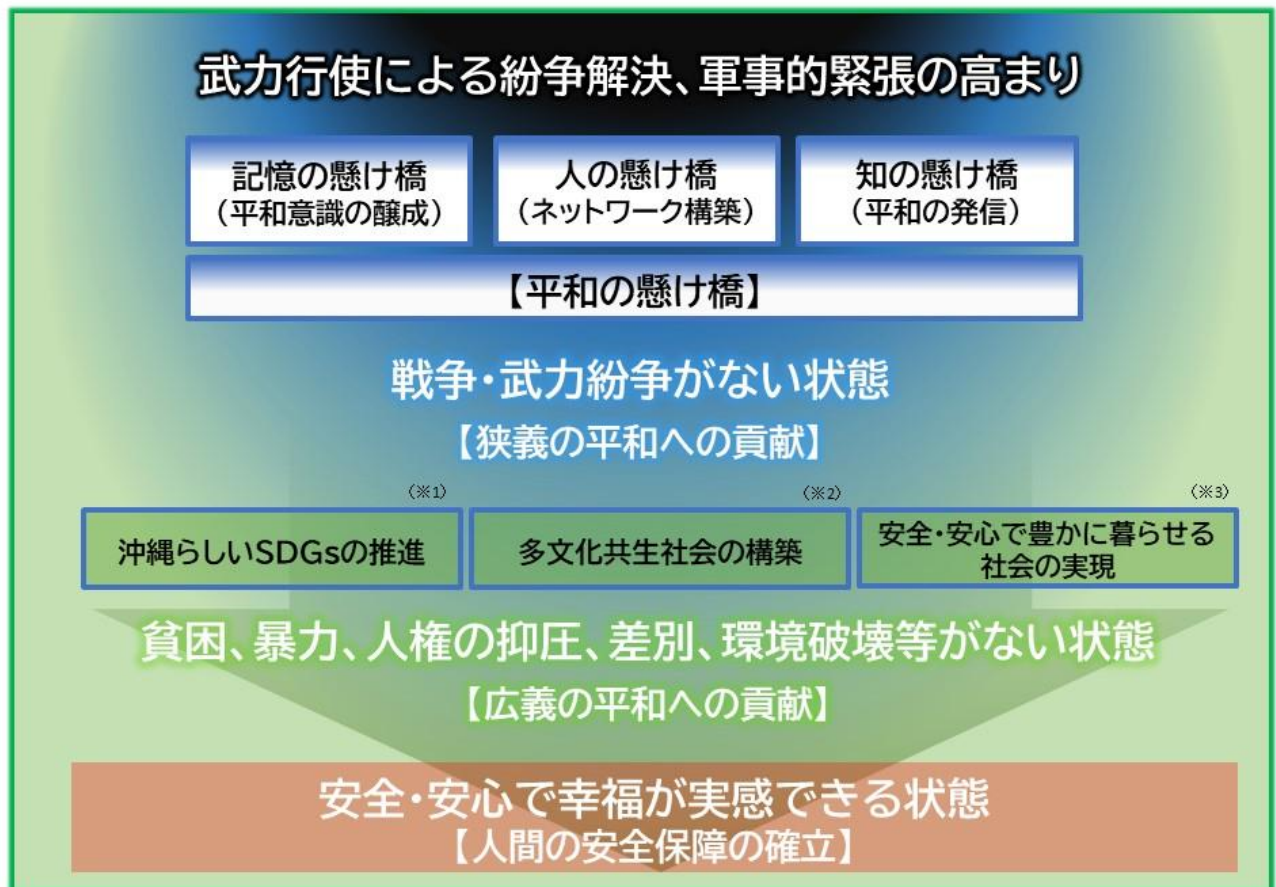
※『平和を希求する沖縄のこころ』とは、人間の尊厳を何よりも重く見て戦争に繋がる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心とする。

※「平和の懸け橋」の平和とは、「狭義の平和」（戦争や武力紛争がない状態）と「広義の平和」（人間の安全保障が確立されている状態）の2つの平和を指すこととする。

第4章では、「将来像の実現に向けた基本的な方策」として、各委員から言及された取組を、実効性を確保する観点から行程表で整理することとし、方策の展開時期を、これまでの沖縄県の施策との関係性や難易度等を踏まえ、「短期（おおむね3年から5年以内）」、「中・長期（おおむね10年以内）」、「継続（現行の取組の継続・拡充）」に分類した。

第5章では、「将来像の実現に向けた推進体制」として、第4章で提案した方策を実行していくためには、中長期の視点に立って、時代の要請に応じて施策を進化させながら継続していくことが重要であるとの観点から、関係団体等との連携体制の構築、沖縄県の組織体制の強化を図るほか、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を実現するための中核組織となる平和研究機構の創設とその安定的な運営に必要な財源として平和基金の創設などに取り組む必要性を示した。

恒久平和に貢献する方策のイメージ



(※1) 沖縄県SDGs実施指針に基づく取組の推進

(※2) 多文化共生推進のためのアクションプランに基づく取組の推進

(※3) 災害に強い社会インフラの整備、沖縄県地域外交基本方針に基づく国際協力・貢献の推進

第1章 沖縄県が恒久平和に貢献する意義

＜琉球王国時代から沖縄戦＞

沖縄は琉球王国として、アジア諸国との貿易で栄え、多くの国々との交流の中で文化を伝播し、多様性に富んだ独特の文化を育み、その歴史を刻んできた。しかし、世界的に植民地主義が拡大する中で、1879年に日本の一部に編入され、沖縄県となった。

海外への権益拡大を目指す日本は、1931年の満州事変に始まる15年戦争へと突入する。その最終盤では史上まれにみる激烈な地上戦として1945年3月末に沖縄戦が始まった。90日にもおよぶ「鉄の暴風」と呼ばれる砲撃と爆弾により、島々は山容を変え、文化遺産の多くが破壊され、20数万人の尊い命が失われた。沖縄戦はアジア・太平洋戦争で最大規模の戦闘であった。

沖縄戦の特徴は、軍人よりも一般住民の戦死者がはるかに多かったことにあり、県民の4人に1人の命が奪われた。ある者は砲弾で吹き飛ばされ、ある者は追い詰められて自ら命を絶たされ、ある者は飢えとマラリアで倒れ、また、敗走する自国軍隊の犠牲にされる者もあった。沖縄県民は、想像を絶する極限状態の中で戦争の不条理と残酷さを身をもって体験した。

1945年（昭和20年）に終戦を迎えてからも、米軍による「銃剣とブルドーザー」で、住民たちの土地が強制的に奪われ、そこには新たな基地が建設されていった。

戦中・戦後の荒廃した沖縄で生活を余儀なくされた県民を支援したのは、1899年のハワイ移民を皮切りに海を渡ったウチナーンチュたちであった。北米や南米から多くの物資や資金が沖縄に届けられ、戦後復興の一助となった。

＜戦後の沖縄と世界＞

日本は、1952年（昭和27年）のサンフランシスコ平和条約の発効により主権回復を果たしたものの、沖縄はなお、1972年（昭和47年）までの約27年にわたり日本国の施政権から分離され、米国統治下に置かれた。

その間にもソ連による原爆開発、中華人民共和国の成立等、東アジアにおける共産主義諸国と西側諸国の冷戦が激しさを増してくると、アメリカは当初の日本非武装化の方針を捨て、日本を軍事的同盟者として育成する方向へと方針転換した。その方針の前提となったのが、日本の再軍備と米軍駐留のほか、沖縄の分離支配であった。この基本方針に基づいて、沖縄では基地建設が本格化し、米軍政府の民政府への改編、地元中央政府の設置等、長期安定統治のための足固めが進められた。

また、本土の米軍基地の整理縮小の流れを受けて、本土から沖縄への海兵隊の移転も進められた。沖縄戦終結から80年が経過してもなお、国土面積の0.6%しかない沖縄県には、日本にある米軍専用施設の約70%が集中している。人口の9割以上が居住する沖縄

本島では、同施設面積が島全体の約 15%の面積を占めている。また、陸上だけでなく、沖縄県及びその周辺には、水域 27 箇所と空域 20 箇所が訓練区域として米軍管理下に置かれており、漁業への制限や航空経路への制限等がある。³

さらに、本土復帰前の沖縄本島には 1,300 発もの核兵器が置かれていたことや、日米の両首脳は、沖縄返還後も沖縄県内への核再持ち込みを認める見解があったとする報道もある。これは、基地が存在することで、核の脅威が県民の生活の身近に迫る事例と言える。

<戦争の後遺症>

こうした広大な米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏において市街地を分断する形で存在し、望ましい都市形成や交通体系並びに産業基盤の整備等地域の振興を図る上で大きな制約となっている。戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災や被弾事故、性暴力被害等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響も大きな問題となっている。

沖縄県内に存在する広大な米軍基地の問題に加え、戦後 80 年が経過した今もなお残された戦後処理問題として、不発弾対策、所有者不明土地問題、戦没者遺骨収集等が、県民の生活に影響を及ぼしている。経済面を見てみると、米軍等の統治下の経済政策は「基地依存型輸入経済」を構築し、サービス業中心の産業構造が形成された。これは、現在まで続く県民所得、非正規雇用、子どもの貧困等沖縄経済が抱える本土との格差といった課題の背景になっているとの指摘もあり⁴、戦争や武力紛争による長期にわたる多方面への影響の一つとして捉えることができる。

このように、戦争や武力紛争は、終戦後も長期間に渡り県民生活の様々な分野に影響を及ぼしている。

<ウチナーンチュの主張と精神文化>

他方で、沖縄県民は、自分たちの土地が奪われ、人権が抑圧されることに甘んじてきたわけではない。1950 年代の島ぐるみ闘争、95 年の少女暴行事件に対する県民総決起大会の開催等のように、基地負担、強制土地収用、軍事的な訓練、人権侵害等に対して、非暴力の行動を通じて、平和裏に自分たちの権利や意見を主張してきた。

さらに、歴史を振り返れば琉球王国時代には、日本と中国（明及び清）という二つの国の間で、琉球王国として独立を維持し、万国津梁（世界の架け橋）を掲げ、日本、中国、東南アジア諸国と交易を行い、様々な文化・文物を発展させた。沖縄県となって以降も、戦前と戦後に世界に渡った県民が様々な苦勞を乗り越えつつ各地で生活してきたことで、

³ 「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book（令和 5 年版）」Q4（沖縄県基地対策課）

⁴ 2022 年 8 月 「復帰 50 年沖縄子ども白書 2022」子どもの貧困の背景にある親世代の雇用と低所得（琉球大学 二宮元）P210-214 参照

沖縄は世界のウチナンチュという独自のネットワークを有するに至った。

このように沖縄県民は、万国津梁の精神で、近隣諸国との交流により、信頼関係を築いてきた歴史があり、また、「命どう宝」「ゆいまーる（相互扶助）」「ちむぐる（肝心）」等、多様な価値観の受容、相互扶助といった精神文化を継承してきた。

<人間の安全保障によるまなざし>

沖縄県民は、悲惨な沖縄戦の中で命を落とし、教育機会や生業を奪われた。戦後も米国の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もなく、軍事優先の中で基本的な権利すら侵害され、米軍基地から派生する多くの事件・事故に苦しめられた。戦後 80 年を迎えてもなお存在する広大な米軍基地は、騒音、環境破壊、犯罪等、県民生活に重大な影響を与えている。すなわち、沖縄では戦中だけでなく戦後も依然として人間の尊厳を何よりも重んじる「人間の安全保障」が脅かされている状況がある。やはり、軍事を中心とした社会の中では戦争が終わった後でさえも、人間の安全保障を満たすことが困難となる。

人間の安全保障は恐怖からの自由、欠乏からの自由、そして尊厳を持って生きる自由から成る。恐怖からの自由は、暴力、人権の抑圧、戦争等からの自由を指し、欠乏からの自由は、貧困、飢餓、教育機会の欠如、病気等からの自由を指す。

恐怖からの自由で言うところの「恐怖」には、米軍基地に関連する諸問題や、昨今の沖縄周辺を取り巻く安全保障上の緊張からくる県民の不安も含まれる。

欠乏からの自由で言うところの「欠乏」には、一人当たり県民所得の低さ、非正規雇用割合の高さ、子どもの貧困率の高さ等が挙げられ、これら今なお存在する本土との格差は、沖縄戦と戦後の歴史的経緯に起因する社会構造の影響が指摘されている。

<現在の世界情勢>

世界に目を向ければ、過去の植民地主義の残滓とも言えるイスラエルとハマスとの戦闘が長期化している。同様に、台湾や朝鮮半島を巡る問題は日本の過去の植民地支配の上にくすぶり続けている課題であり、植民地主義や帝国主義というものは我々が想像しているよりも大きな負の影響を歴史に残すことがわかる。また、視点を変えると、主要国による国際秩序を揺るがす動きが確認できる。中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、ロシアによるウクライナ侵攻等、憂慮すべき事態が続いている。

日本でも自衛隊の配備拡大や外国との共同訓練の増加等防衛体制の強化が進められている。複数の国では、移民政策や経済格差の拡大等による国内の分断や政治の緊張が厳しさを増す事例も見られる。いうなれば、国際社会は歴史の大きな転換点にあり、先行きは不透明な状況にある。

現在、世界では質的・量的な核軍拡が進み、軍事的緊張を高めている。歴史的事実や現在の国際情勢から判断するに、すべての戦争を核兵器によって抑止できるわけではない。ひとたび核兵器が使われれば、人類は滅亡の危機に瀕しかねないことから、沖縄県は「核

兵器のない世界の実現」に向けて積極的に取り組むべきである。

東アジア地域に目を向けると、近年、経済的な結びつきが益々深まっているため、一度戦争や武力紛争が起されば経済にも大きな影響を与えることから、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に求められている。

<沖縄県の特性>

沖縄県は、東アジアの中心に位置する地理的特性、独特の歴史や文化等のソフトパワー、世界のウチナンチュに代表される独自の国際ネットワーク等の特徴を最大限に活用すべきである。沖縄県が対話や交流、国際協力等の平和的な手法を用いて異なる地域間の相互理解を深め、市民や地域とも連携した多様で重層的なネットワークを構築することで、周辺地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することが望まれる。

国際紛争の解決には、平和的手法と強制的手法の2つの方法がある。平和的手法は、交渉や調停等の手段を用いて武力を避け、対話を通じて解決しようとするものである。一方、強制的手法は、武力行使や制裁等によって問題を解決しようする方法で、非人道的な結末と人間の安全保障を長期にわたり脅かすリスクを伴う。国連憲章は、国際紛争の平和的解決を義務として定め、武力の行使や威嚇を禁止している。世界はこれまで築き上げてきた平和的手法による国際紛争の解決に今一度、戻るべきである。

戦後、沖縄県民は強制的に土地を奪われ、人権もないがしろにされる中、非暴力の運動で奪われた土地を取り返し、人権の確立を主張してきた。沖縄には、非暴力の価値観が育まれてきた歴史的経緯から、国連、国際法、人権というこれまで人類が作り上げてきた秩序、つまり、平和的な手法で問題の解決に取り組むことを重要視する土壌がある。

沖縄は平和に貢献できる特徴を備える一方で、構造的な暴力下に置かれている。令和6年（2024年）に沖縄県が実施した第12回県民意識調査によれば、在日米軍専用施設面積のおよそ70%が沖縄県内に存在していることについて、66.9%が「差別的だ」と考えている。そして、沖縄県民が、国や県に対して力を入れてほしい項目は、「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」、「日米地位協定を改定すること」、「騒音や低空飛行訓練をなくすこと」、「基地を返還させること」が上位となっている。

沖縄県内の米軍基地は、沖縄戦以降、強制的に接収、建設された経緯があり、今もなお広大な面積（18,668ha）で存在している。沖縄県内に米軍基地が集中している状況に対して、多くの県民は差別的だと捉えているが、その一方で基地負担の状況に大きな変化はない。こうした状況は、沖縄県民が基地のない社会を選択肢として持ちえない構造に置かれていることを示している。選択肢を奪われることは構造的な暴力であり、沖縄の戦後史は、自分たちの選択肢を作ろうとしてきた歩みであるとも言える。

沖縄県が策定する「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」においては、そうした沖縄の戦後史に示される課題を踏まえた内容とする必要がある。

このように、沖縄戦、戦後の米国施政権下、そして現在も残る米軍基地の存在により、人間の尊厳を何よりも尊重する人間の安全保障が沖縄県下では制限されてきたとも言える。さらに、東アジア地域の緊張が高まる中、県民は、米軍基地の集中と抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態を引き起こすのではないかと懸念している。こうした、軍隊の存在が影響を及ぼしてきた歴史と現状が、沖縄における平和観を理解する上で重要な要素となっている。

<戦争・武力紛争を予防・緩和する観点からのSDGsの推進>

貧困、暴力、人権侵害は、人間の尊厳ある生活を阻害する要因であり、これらの状況が悪化すれば社会不安が高まり、戦争や武力紛争を引き起こすリスクを高める。これらの問題を早期に発見し、解決することで、戦争や武力紛争を緩和・予防することが重要であり、SDGsはそのための指針にもなることから、沖縄県はSDGsの推進に積極的に取り組むことが望まれる。

<恒久平和に貢献する意義>

沖縄戦の悲惨な経験を経て、沖縄県民は現在も米軍基地から派生する諸問題により、人間の安全保障が脅かされていると言える。そのような状況下にある沖縄県民が、歴史に脈々と息づく万国津梁の志を持って、恒久平和を願い、その実現に向けて貢献するビジョンを国内外の人々と共有し、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的特性や世界のウチナーンチュ等の独自の国際ネットワークを生かして、時代に合わせて取組を進化させながら行動していくことは、沖縄県が世界の恒久平和に貢献していく上で大きな意義がある。

第2章 将来像における「平和」の捉え方

1 「狭義の平和」と「広義の平和」

「平和」には、一般的に二つの捉え方がある。

一つ目は、戦争や武力紛争のない状態で、「狭義の平和」と言われる。一般的に「平和」としてイメージされるのは、「狭義の平和」であると言える。

二つ目は、戦争や武力紛争のない状態にとどまらず、貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊等がない安らかで豊かな状態で、「広義の平和」と言われる。「広義の平和」は、家族、地域、市町村、県というような個々の県民が住んでいる身近な空間の中で安心して生活できる状態と言い換えることができる。

「広義の平和」は、「狭義の平和」を土台として、その上に社会的、経済的、文化的な課題が解決された状態を指す。つまり、「狭義の平和」は「広義の平和」の必要条件であり、「広義の平和」の実現には「狭義の平和」の達成が前提となる。

「広義の平和」を実現するためには、「狭義の平和」が達成されている必要がある。戦争や武力紛争が続いている状態では、貧困や差別、環境問題等の構造的課題に取り組む余裕がない場合が多いためである。例えば、戦争や武力紛争が解消されていない地域では、基本的な安全が確保されていないため、教育や福祉、環境保護等への積極的な取り組みを進めることが非常に困難となる。

沖縄県民は、非暴力の行動を通じて、平和裏に自分たちの権利や意見を主張してきた。また、かつての琉球王国時代には、万国津梁を掲げ、日本、中国、東南アジア諸国と交易を行い、様々な文化・文物が通じて信頼関係を構築してきた歴史も有している。これらを経て得られた「命どう宝」「ゆいまーる（相互扶助）」「ちむぐくる（肝心）」等の価値観は、「狭義の平和」と「広義の平和」の両方に貢献できるものである。

2 「狭義の平和」に取り組む意義

経済的な結びつきが密接な今日の東アジア地域においては、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に必要である。沖縄県は、東アジアの中心に位置する地理的特性、独特の歴史や文化等のソフトパワー、独自の国際ネットワークを有している。これらの特徴を最大限に活用し、国境をまたぐ対話や交流、国際協力等の平和的な手法によって異なる地域間の相互理解を深め、市民や地域とも連携した多様で重層的なネットワークを構築することで、周辺地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与する緩衝地として「狭義の平和」に貢献することが求められる。

沖縄が位置するアジア・太平洋地域の安全保障環境においては、中国は独自の主張や近年の軍事力の強化を背景に、台湾や日本周辺の海空域において活動を活発化し、台湾も呼

応するように軍事費を増やしている。北朝鮮は 2006 年に核実験に成功し、2022 年（令和 4 年）に入ってから、高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返している。

一方で、こうした状況に対し、日本政府は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとして、日本の防衛力の抜本的強化を掲げ、反撃能力の保有や宮古、石垣、与那国島を中心とした先島地域における自衛隊の配備拡大等、防衛体制の強化を進めている。

自衛隊による外国との共同訓練数も、2011 年の 8 回から、2022 年は 46 回に増えていると報道されている。沖縄県内でも米軍との共同訓練が実施されており、東アジア地域では、安全保障上のジレンマに陥っているように見える。

既に多くの米軍基地を抱えている沖縄県内において、いわゆる安保 3 文書により、自衛隊の急激な配備拡張が進められれば、周辺地域との軍事的な緊張が高まるリスクがある。こうした状況に対して、沖縄県民は、悲慘な沖縄戦の記憶と相まって、強い不安を抱いている。

世界に目を向けても、2022 年（令和 4 年）2 月、ロシアは、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。このような力による一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法や国連憲章に違反するだけでなく、再び国際秩序の根幹を揺るがすこととなった。その他複数の国では、移民政策や経済格差の拡大等による国内の分断や政治の緊張が厳しさを増す事例も見られる。世界的には国家が関与する武力紛争の数はこの 10 年で増加傾向にあり、国際社会は歴史の大きな転換点にある。

このように、世界では第 2 次世界大戦後に国際秩序を築いてきた大国が国際的な慣習や国際法をないがしろにする動きを見せており、平和とは言えない状況にある。東アジア地域においても緊張が高まる中で、沖縄県が思想や政治体制に関わらない全方位のスタンスで国際関係を構築し、平和的な手法によって「狭義の平和」に貢献することは、それらの大国に対する揺るぎない主張であり、日本やアジア・太平洋地域の安全保障に寄与することとなる。

3 「広義の平和」に取り組む意義

沖縄県の新・21 世紀ビジョン基本計画では、沖縄県が発信してきた平和を希求する「沖縄のこころ」について、人間の尊厳を何よりも重く見る「人間の安全保障」の視点も含まれるとされている。

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会づくりを進めるという考え方である。⁵これは、個人の視点から「広義の平和」を捉える考え方であり、過去、現在、未来の人々を対象とする概念として見ることもできる。

⁵ 令和 7 年 4 月外務省「令和 7 年版外交青書」P18

平和を「広義の平和」として解釈すると、沖縄戦と戦後の米軍基地の影響下において構造的に「広義の平和」が制限されてきた沖縄は、貧困問題や米軍基地に起因する諸問題に代表されるように、現在も平和ではないとも言える。また、こうした「広義の平和」の実現・維持は、主要先進諸国を含む世界共通の課題である。沖縄県による恒久平和への貢献を長期的な視点で考えていくには、世界共通の課題に、海外の国や地域と連携して取り組んでいくことに意義がある。

また、沖縄の歴史を振り返ると、沖縄県民のなかには貧困や土地不足等を背景に海外に移住した人々がいる。彼らは新天地で新しい生活を切り開いたが、その過程では言語や文化の壁、経済的困難、更には戦時中の「敵性国民」としての監視・収容・追放などの被害を受けた。こうした経験は、平和とは単に戦火を避けることではなく、人々が文化や出自の違いを越えて共に暮らし、尊重し合える環境を築くことの重要性を示している。沖縄の平和学習は、このような国内外に広がる歴史的文脈を踏まえてこそ、その意義と普遍性を持ち得る。

「広義の平和」の実現に向けては、取組を推進する前段として、人間の安全保障の概念を周知することが重要であることから、沖縄県が個人の尊厳や人権の尊重の重要性を訴える際には、人間の安全保障の概念にも触れるべきである。また、人間の安全保障は平和行政に限定されるものではなく、県が関連施策を推進する際にも言及することが求められる。

第3章 恒久平和に貢献するための将来像

1 恒久平和に貢献するための目指すべき将来像

沖縄県が恒久平和に貢献するための目指すべき姿として、2つの将来像を示す。

一つ目の目指すべき将来像は、狭義の平和に貢献する視点から「戦争・武力紛争がない社会構築への貢献」とする。

住民を巻き込んだ悲惨な沖縄戦で命や文化を奪われた経験を有する沖縄は、第一に戦争・武力紛争がない社会を望んでいる。

東アジア情勢の緊張が高まっている中、広大な米軍基地を抱える沖縄が、中国と米国という大国の狭間で、不測の事態の発生により、戦争・武力紛争に巻き込まれることがあってはならない。

沖縄県は、国家間の外交権や防衛力を有しない地方自治体であるが、県民とともに積極的に国際平和の貢献に取り組むことはできる。沖縄県がこれまで取り組んできた平和行政の各種取組を継続するとともに、沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することによる平和意識の醸成、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成を図るためのネットワークの構築、世界の恒久平和の実現に向けた世論形成を図るための平和の発信に取り組む必要がある。

二つ目の目指すべき将来像は、広義の平和に貢献する視点から「アジア・太平洋地域の人間の安全保障への貢献」とする。

人間の安全保障は、恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由により構成される。恐怖からの自由は、暴力（言葉の暴力、性暴力等も含む）、人権の抑圧、戦争等からの自由を指し、欠乏からの自由は、貧困、飢餓、教育機会の欠如、病気等からの自由を指す。

恐怖からの自由で言うところの「恐怖」には、米軍基地に関連する諸問題も含まれ、米軍人・軍属による刑法犯、訓練・演習に伴う航空機事故、騒音問題、環境汚染等が挙げられる。さらに、昨今の沖縄周辺を取り巻く安全保障上の緊張も県民に不安を与えている。

欠乏からの自由で言うところの「欠乏」には、一人当たり県民所得の低さ、非正規雇用割合の高さ、子どもの貧困率の高さ等が挙げられる。県民所得は国民所得より約102万円低く、非正規雇用割合は40.2%で全国平均により3.2ポイント高い。これらの今なお存在する本土との格差は、沖縄戦と戦後の歴史的経緯に起因する社会的な構造も影響しているとの指摘もある。

つまり、県民が安全で安心して生活し、幸福を実感するためには、貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊がなく、かつ、日々の糧となる食料、安全な水、教育の機会と適正な

雇用等があり、住民一人ひとりの日常が保障される広義の平和が実現した社会で、人間の安全保障が確立されている必要がある。

貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊は、人間の尊厳ある生活を阻害する要因である。これらの問題が悪化すれば社会不安が起こり、戦争や武力紛争を引き起こす要因にもなりかねない。通常、これらの問題への行政機関の対応は、戦争や武力紛争の予防とは関係なく取り組まなければならない。問題を引き起こす要因を早期に発見し、誰もが不安なく暮らせるよう、地域社会と国際社会が国境を越える重層的なネットワークを構築して解決に取り組むことで、戦争や武力紛争を緩和・予防していくことが重要である。

広義の平和を実現し、人間の尊厳を何よりも重く見る「人間の安全保障」を確保する方法として、SDGsの推進による誰一人取り残すことのない社会の構築や多文化共生社会の構築等に積極的に取り組み続けることが重要である。

なお、社会インフラに関わる全ての人が、平等に機会を得られる社会構造を作ることは、人間の安全保障の実現において重要である。特に、一人ひとりが声を上げにくい立場にいる人たちの意見にも耳を傾け、その声を反映できる状況を作るために努力しなければならない。つまり、社会全体で、誰もが安心して暮らせるような環境作りを目指していくことが、社会不安を防ぐために不可欠となる。

なお、予防措置は状況を悪化させないために重要であるが、差し迫らないと対応しない構造があることに留意する必要がある。

2 将来像の実現に向けたメッセージ

1で示した沖縄県が恒久平和に貢献する姿を、沖縄県民と共有し、世界の人々に発信していくため、以下のメッセージを提案する。

『沖縄県は、県民一丸となって、先人達から脈々と受け継いできた「万国津梁」の精神と「平和を希求する沖縄のこころ」を持って、アジア・太平洋地域をはじめ、世界の恒久平和に貢献する「平和の懸け橋」としての役割を担っていきます』

沖縄県が担う「平和の懸け橋」とは、①沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することより平和の意識を醸成する「記憶の懸け橋」、②恒久平和に向け、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成のためのネットワークを構築していく「人の懸け橋」、③恒久平和の構築に必要な情報を世界各地から収集し、新たな価値を生み出し、発信していく「知の懸け橋」の3つを指すこととする。

「万国津梁」の精神とは、沖縄が琉球王国時代に地理的特性を生かして、日本本土、中国、朝鮮半島、台湾、東南アジアの国・地域との交易や交流により、人と文化の懸け橋となることを目指してきた精神を受け継ぎ、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成のために、積極的な役割を担っていくことを目指す精神とする。

“平和を希求する沖縄のこころ”とは、沖縄県平和祈念資料館の設立理念で示されている「人間の尊厳を何よりも重く見て戦争に繋がる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心」とし、その心を次世代に継承していくこととする。

「平和の懸け橋」の平和とは、第2章で整理した、①「狭義の平和」である“戦争や武力紛争がない状態”と、②「広義の平和」である“貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊等がない安らかで豊かな状態、つまり、人間の安全保障が確立されている状態”の2つの平和を指すこととする。

「恒久平和に貢献する将来像と方策」及び「県民や世界の人々に向けたメッセージ」

1. 恒久平和に貢献する将来像と方策

【将来像①】

沖縄県が戦争・武力紛争がない社会構築に貢献している（「狭義の平和」への貢献）
（貢献するための方策）

① 平和意識の醸成

- 沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することより、戦争・武力紛争の予防に貢献する

② ネットワークの構築

- 緊張緩和や信頼関係の構築により、戦争・武力紛争の予防に貢献する

③ 平和の発信

- 平和に関する情報を世界に発信し、戦争・武力紛争を予防する世論形成に貢献する

【将来像②】

沖縄県がアジア・太平洋地域の「人間の安全保障」の確立に貢献している（「広義の平和」への貢献）

（貢献するための方策）

「沖縄らしいSDGsの推進」「多文化共生の構築」「安全に安心して豊かに暮らせる社会の実現」

- 人間の尊厳を守り、広義の平和を実現し、戦争・武力紛争の予防に貢献する

2. 1で示した沖縄県が恒久平和に貢献する姿を周知するために、県民や世界の人々に向けて発信するメッセージ

『沖縄県は、県民一丸となって、先人達から脈々と受け継いできた「万国津梁」の精神と「平和を希求する沖縄のこころ」を持って、アジア・太平洋地域をはじめ、世界の恒久平和に貢献する「平和の懸け橋」としての役割を担っていきます』

（恒久平和に貢献する“3つの懸け橋”）

【記憶の懸け橋】

- 沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することより、平和の意識を醸成する

【人の懸け橋】

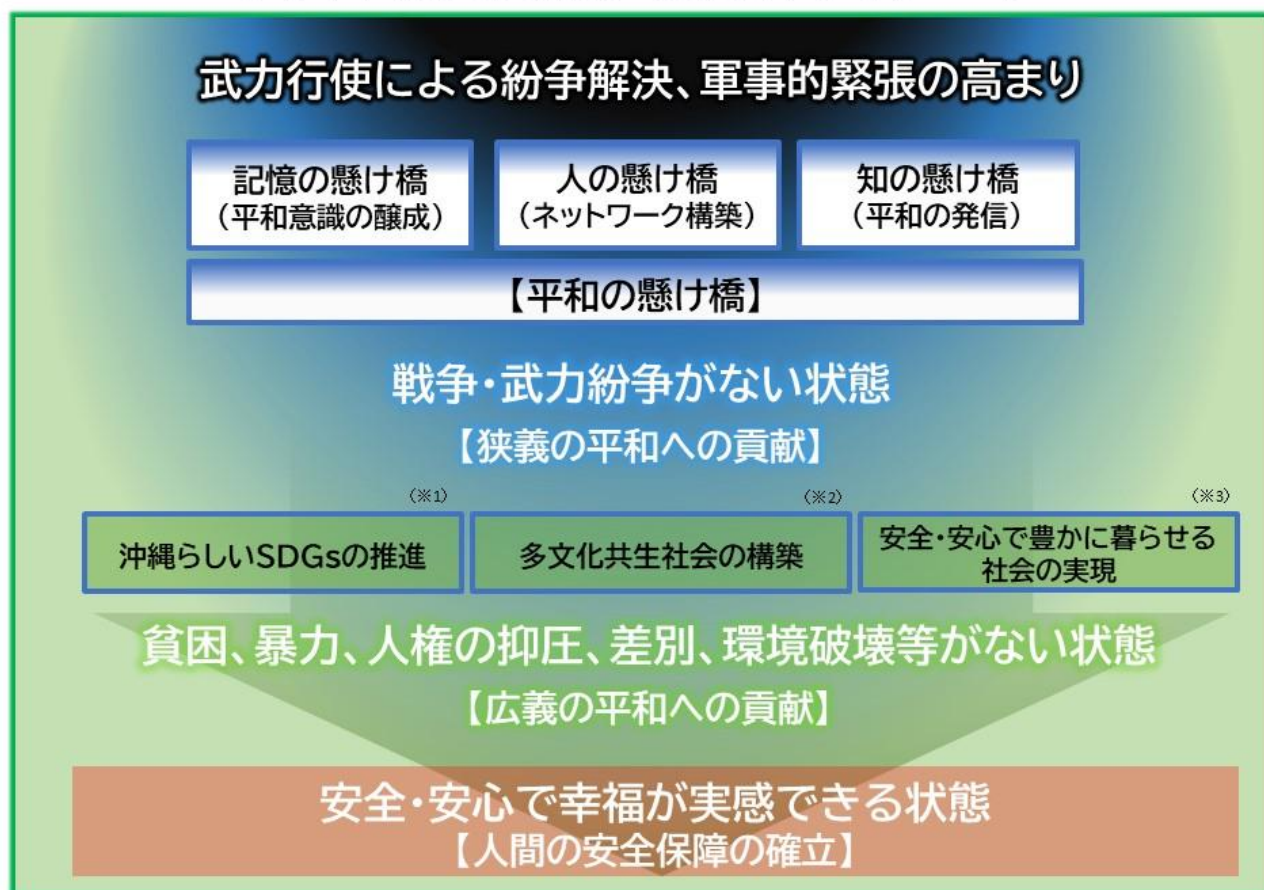
- 恒久平和に向けたアジア・太平洋地域の緊張緩和・信頼醸成のためのネットワークを構築する

【知の懸け橋】

- 恒久平和の構築に必要な情報を収集し、新たな価値を生み、発信する

- ※「万国津梁」の精神とは、沖縄の地理的特性を生かして、アジア・太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成のために、積極的な役割を担っていくことを目指す精神とする。
- ※『平和を希求する沖縄のこころ』とは、人間の尊厳を何よりも重く見て戦争に繋がる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心である。
- ※「平和の懸け橋」の平和とは、「狭義の平和」（戦争や武力紛争がない状態）と「広義の平和」（人間の安全保障が確立されている状態）の2つの平和を指すこととする。

恒久平和に貢献する方策のイメージ



（※1） 沖縄県SDGs実施指針に基づく取組の推進

（※2） 多文化共生推進のためのアクションプランに基づく取組の推進

（※3） 災害に強い社会インフラの整備、沖縄県地域外交基本方針に基づく国際協力・貢献の推進

第4章 将来像の実現に向けた基本的な方策

第3章の将来像の実現に向けた方策として、各委員から提案された取組を以下に示す。

各方策は、実現性を確保する観点から、行程表で整理する。行程表の時期区分は、これまでの県施策との関連性や難易度等を踏まえ、「短期（おおむね3年から5年以内）」、「中・長期（おおむね10年以内）」、「継続（現行の取組の継続・拡充）」とする。

特に重要な位置づけとなる「短期施策」は、関係団体等との緊密な連携が求められる。

1 戦争・武力紛争がない社会構築への貢献

戦争や武力紛争がない社会構築に向けた方策は、以下の3つの柱で整理する。

①平和意識の醸成

沖縄戦と軍事中心主義の戦後史の実相と教訓を次世代に継承することで、戦争・武力紛争の予防に貢献する。

②ネットワーク構築

緊張緩和や信頼関係を構築することで、戦争・武力紛争の予防に貢献する。

③平和発信

平和に関する情報を世界に発信し、戦争・武力紛争を予防する世論形成に貢献する。

方策によっては複数の柱に関連するものもあるが、ここでは、方策の主な目的に応じて、便宜上、一つの柱に分類する。

平和施策のトピックはフェーズごとに様々なセクターの関わりがある。例えば、小中高校における平和学習というトピックの場合、教育機関をはじめ、平和ガイドを担う市民団体、平和関連施設、観光業界等のセクターの関わりが想定される。平和施策を効果的に展開していくためには、各セクターの視点から、求められる取組を整理していくことが重要である。

沖縄県は令和5年度に設置した「地域外交に関する万国津梁会議」からの提言を踏まえ、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定している。

同方針では、沖縄県の地域外交の理念として「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題の解決に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する」を掲げ、3つの目指す姿（目標）の一つとして、「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」を挙げている。特に、海外向けの施策については、同方針で示された戦略と整合性を図る必要がある。

(1) 短期施策（おおむね3年から5年以内）

ア 平和意識の醸成（次世代継承・平和教育の充実・平和啓発等）

(7) 平和ガイド育成、活躍の場の創出

平和学習を担ってきた方々の多くが引退する世代であることから、平和ガイドを継続的に育成していくことが重要である。育成にあたっては、沖縄戦等に関する最新の研究成果をガイドに伝達することで、ガイドの中身に反映されるようにしたり、現場の経験値が研究に吸い上げられることで新たな研究を生み出したりする体制づくりが望まれる。

上記育成と同時に、育成された平和ガイドが継続的に活動できるよう、平和祈念公園のガイド常駐化等、活躍の場となる受け皿を整備する必要がある。

また、平和ガイドの養成にあたっては、平和学習を担ってきた方々が積み上げてきた知識をはじめ、ガイドに込めてきた平和への思いや県内外、海外との繋がりを継承していくことも重要である。

(4) 小中高校における平和学習の充実

平和学習の質を高めるためには、学習教材の充実や教員の準備時間の確保が課題となっているが、これらの課題を解決しにくくしている要因として、新年度開始直後の6月に平和教育が集中していることや、経験の浅い若手教員が担当になるケースもあることなどが挙げられる。

上記課題への対応にあたっては、カリキュラムの整備が最優先であり、例えば、学校ごとに数年先を視野に入れた「内容重視型」の平和教育の全体計画を策定していくという方向性がある。1年生では居住する市町村について、2年生では北部地区、南部地区といった地域について、3年生では県全体の沖縄戦のように学年ごとの内容を設定する。このカリキュラムを作っていく中で、平和構築において重要となる異文化を尊重することを学ぶための多文化理解・共生等についても、平和学習に取り入れることができる。

また、海外移民や日系人が戦時中に受けた差別や迫害の歴史、さらには戦後に彼らが行った沖縄への救援活動などを取り上げることで、沖縄戦の影響が県内にとどまらず広がっていたことを学ぶことができる。こうした歴史認識とともに、多文化理解・共生の視点を交えて、平和学習を進めていくことが望ましい。

小中高における平和学習が一層充実すれば、将来的には県内出身の平和ガイドが増え、地域の歴史を地元の視点から伝える機会の拡充にも繋がることが期待される。

なお、方策の展開に先立っては、これまでの平和教育の成果や課題の検証が必要である。カリキュラムの整備にあたっては、現状として県内の小中高校で学年毎にどのような平和学習を実施しているかを把握することが有効である。さらに、東ア

ジヤ地域と教材の共同開発を行っているNGOの取組事例も参考になる。

(ウ) 平和継承における地域、学校との連携

戦争体験者が高齢化し、体験者の講和などによる学習が難しくなっている中、学習の場を提供することができる地域社会の役割はますます重要になっている。

南風原町は、地域、学校、南風原文化センターが連携し、戦争体験を継承する取組を進めている。南風原陸軍病院壕の公開、ガイド養成、平和学習の交流事業、子どもや学生によるガイド等は今後の取組の参考となる。

平和の意識を醸成するためには、平和を身近な問題として捉えてもらうことが重要であり、家庭、学校、地域社会における平和を起点とし、市民の参加を促す機会を可能な限り創出ながら、具体的な行動に繋げていくことが求められる。

(イ) 若者を中心としたイニシアティブの推進、政策提言、参画

次の世代を担う若者の行動は、地域の持続的な発展や平和の共創に欠かせない。若者のエネルギーと創造性を政策や国際社会との連携に活かすことで、沖縄は平和を持続的に構築していくためのモデルとなり得る。若者の声を尊重し、政策や社会運動に繋げることで、地域全体の活性化を促進できる。

そのためには、若者を中心としたイニシアティブを推進し、政策決定や国際連携に積極的に巻き込む仕組みを模索する必要がある。具体的には、高校生平和大使、若者政策会議、次世代リーダー育成「ユース・ピース・アンバサダー」、基地問題をテーマとした若者の国際的な意見発信、若者政策アドバイザリーボード、沖縄SDGsリーダー育成プログラム、長崎ユース代表団を模した沖縄ユース代表団、デジタルツールを活用した教育の革新等が挙げられる。

施策を進める上では、教育庁等の協力を得て、若い世代に期待されている立場や役割を明確に伝えることや、若者たちが希望を持てるような状況を創出していくことが重要である。

(オ) 第32軍司令部壕の保存公開

第32軍司令部壕は、戦争の残酷さを知るとともに、平和の大切さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦争遺跡である。

令和7年3月に策定された第32軍司令部壕保存・公開基本計画では、多くの人たちが同壕を訪れる機会の創出、語り部やガイド等の養成、史実等に基づいた正確な説明に資するためのガイドテキストの作成等が示されている。

今後、同壕の周知啓発やフィールドワーク等を行うにあたり、史実等に基づいた正確な説明ができるガイドの養成、そのためのガイドテキストの更新が求められる。

イ ネットワーク構築

(7) 国際的な都市間ネットワーク

沖縄が隣接する東アジア、アジア太平洋地域との交流を深め、共生関係を築いていく上では、「万国津梁」の精神に基づき、思想や政治体制に関わらない対話や交流中心の全方位の地域外交を進めていくことが重要である。大国間の勢力争いに与しない、グローバルサウスに近い新たな国際関係を構築していく視点も必要となる。

グローバル平和都市連帯の取組は、県が主体的に地域間のネットワークを形成していく上での参考事例となる。

広島・長崎の被爆者は、世界の核被害者と繋がり、核被害の定義を広げてきた。沖縄の米軍基地問題についても、米軍基地が所在する海外の地域とネットワーク（国際平和ビューロー、太平洋平和ネットワーク、PPN. Pacific Peace との連携等）を構築することで、基地問題の解決に向けた新たな展開も期待できる。

アジア地域とのネットワークの構築においては、太平洋戦争における沖縄の立場に留意する必要がある。沖縄は、戦争で被害を受け、多くの基地を抱えた地域であると同時に、戦争の加害者でもある。

昨今の安全保障の状況を鑑みると、沖縄が有している中国との歴史的な繋がりを踏まえた中国の都市との連携は、都市レベルの外交を展開する上で重要である。南京市⁶は 2017 年に中国で初めて「国際平和都市協会（本部は米国）」に加盟し、国際交流を通じた平和発信や平和教育に力を入れている。2020 年から国際平和フォーラムを開催し、若い世代の意見表明を重視しながら平和の精神を発信してきた。南京大学にはジョン・ラーベ・メモリアルがあるほか、南京大学ユネスコ平和学研究所は日本平和学会との対話も続けており、将来的な交流の候補地として期待できる。

沖縄の抱える不発弾の問題は、過去の戦争から現在に至るまでの戦争の後遺症とも言える。不発弾や地雷等の類似した課題を抱える地域との連携を模索する際のテーマにもなり得る。

(1) 世界の県系人（ウチナーンチュ）による多様で重層的なネットワーク

世界中に約 42 万人いる「ウチナーンチュ」という既存のリソースを利用した取組は、沖縄県が活用できるネットワークの基礎が既にあるという点で重要である。

県系人を県内で受け入れる研修については、既に沖縄県や各市町村がそれぞれ実施しており、多様な取組が進められている。今後は、より広域的な連携や協働を促進する企画を検討していくことも有効である。

⁶ 1937 年 12 月の南京攻略作戦には、後に沖縄に創設される第 32 軍の牛島満司令官が第 6 師団歩兵 36 旅団長として、長勇参謀長が中支那方面軍兼上海派遣軍参謀としてそれぞれ参戦していた。

さらに、南米や北米の県人会では「慰霊の日」に合わせた追悼式や関連行事が継続されている。移民者のなかには戦時中、差別や収容といった困難を経験しつつも、二世通訳兵による命の救助や戦後の救援活動を通じ、相互扶助の歴史を築いてきた事例も多い。こうした国際的なウチナーネットワークの歩みを踏まえることで、文化交流を超えて「平和・共生・相互支援」の価値を共有し、将来の多様で重層的な連携をより豊かに展開できると考える。

(ウ) 行政とNGO等市民団体との連携

国際的なNGOや民間セクターとの連携は、行政の限界を補完するためにも重要である。

世界には、戦争や暴力に立ち向かう市民による様々な取組が存在する。平和分野においては、市民運動やNPO等の取組が先行しているケースも多く見られる。これらの市民活動を尊重し、分野や内容に応じて沖縄県としてサポートしていくこと、そして積極的にリードしていくことを検討していく必要がある。

ニュークリアー・トゥルース・プロジェクト（Nuclear Truth Project／核の真実プロジェクト）では、核廃絶に向けた連帯を強化するため核実験や核兵器による被害者同士の情報交換が進められており、被害者の証言に共通点が見出されている。このようなNGOと連携することで、沖縄県が関与可能な新たな取組が生まれることも期待できる。

市民ができることには限りがあるが、市民間のネットワークを通じて戦争下にいる人々が孤立感を抱かないよう、国境を超えて市民同士が繋がり続けることが重要である。

ウ 平和発信

(ア) 世界から見た沖縄の状況を踏まえた平和発信

悲惨な沖縄戦を経験し、現在も広大な米軍基地を抱え、基地問題に苦しむ沖縄が平和を発信し続けることは、意義を持つ。

県内の平和関連博物館はインバウンドの観光客が多く訪れる施設もあり、平和の発信拠点として沖縄戦の実相等を発信している。その一方で多言語対応が十分でない施設も見られる。海外からの観光客も増加していることから、多言語対応の充実が急務である。

多くの観光客が足を運ぶ沖縄では、ツアーやクルーズ等の観光業との連携も期待でき、特に県内の平和博物館を巡るツアーや、ダークツーリズムを打ち出した企画にすることで平和の発信に繋げることができる。

(イ) 若者やメディアと連携した情報発信

国際世論を形成するためには、効果的なメディア戦略が重要である。国際メデ

アの活用や招へい、注目を集めるイベント開催に加え、県系人との交流を通じた情報発信も有効な手段となる。

若者やメディアの協力を持続的に得て、SNSやマスメディアを効果的に組み合わせることで、発信力の相乗効果を生み出しながら、特徴のある沖縄の情報発信の在り方を戦略的に構築して行く必要がある。

(2) 中・長期施策（おおむね 10 年以内）

ア 平和意識の醸成（次世代継承・平和教育の充実・平和啓発等）

(7) 沖縄戦と基地問題の若者への継承

県内の大学生の一部は、ウクライナやパレスチナ等、世界各地で戦争や武力紛争が続く現状を目の当たりにして、平和への関心を高めている。その一方で、沖縄の基地問題については、諦めの雰囲気も感じられる。彼らには基地問題が平和と深く関係していることを引き続き伝えていく必要がある。

1980 年代に、イギリスのグリーンナムコモンで、アメリカ軍の巡航ミサイル配備に危機感を持った女性たちが、20 年近くに渡る反対運動を展開した。最終的には INF 全廃条約の成立によってミサイルが撤去された。市民がまとまった運動を行い、意見を発信し続けたことにより、目的の達成を支援する機運を形成した事例を知ること、平和発信の取組を考える上で重要な教訓となる。

(4) 戦争遺跡群の保存・活用

戦後 80 年が経過し、戦争体験者からの直接の証言を聴くことが難しくなっている。このような状況下では、戦争遺跡を「物言わぬ語り部」として活用し、沖縄戦の実相を伝えていくことが有効である。

県内には多くの戦跡が残されているが、市町村では、保存や活用が難しい状況も見られる。これらの戦争遺跡群を将来的には世界遺産に登録することも見据えて、市町村、沖縄県、国の文化財指定を促進するなど、戦跡の保存・活用に向けた指針作りを沖縄県主導で進めることが望まれる。

県内で核兵器が配備されていた場所を戦跡とすることで、基地問題と核問題を絡めて継承することができる。その際には、核兵器がどこに持ち込まれ、誰が影響を負うのかを明確にする必要がある。

イ ネットワーク構築

(7) 平和博物館の利活用による若者の交流

県がカンボジアに対して行っている平和関係博物館の運営や展示資料保存等の技術やノウハウの共有は、高く評価できる。

このような取組を広げていく方向性として、核戦争の危険性が高まっている現状を踏まえ、核保有国の平和研究者、学生、市民との交流を、大学や平和博物館を通して推進していくことも考えられる。

(イ) 共同生活・交流による多様な文化の相互理解

国家間の外交では、武力による紛争解決も手段とされている。しかし、平和を実現するためには、市民や若者が対話と交流を通じて、戦争や武力紛争を予防することが重要である。

若い世代が、異なる文化や価値観を持つ人々と共に生活し、交流することで、相手国の習慣、文化、制度に対する理解を深めることができる。このような「顔の見える国際交流」は、多文化共存と平和文化の構築に大きく貢献する。

歴史認識において様々な立場が存在し、それが現代社会における対立に繋がっている側面もあるが、未来を形成していく若い世代が、それぞれの立場から歴史が形成されてきた過程を理解することが多文化共存と平和文化の構築にとって重要である。これらの多様性に対する理解を広げる視点を県内の学校での平和学習の充実と連携して進めることで、沖縄以外の視点から沖縄戦を学ぶ機会の提供に繋がる。

沖縄戦の経験は、人々の視点から見た戦争の悲惨さを浮き彫りにする。その視点を世界中の市民と共有し、アジア・太平洋地域との共生共存を模索することで、次世代に平和を継承していくネットワークの構築に繋げることができる。沖縄からの参加者にとっては、世界が沖縄をどう見ているのか知る貴重な機会となる。

(ウ) 国連等国际機関との連携

沖縄県はこれまでも、国連人権理事会本会議に出席し、米軍基地が集中することによる様々な問題を国際社会に訴えている。また、国連関係者や海外の専門家を招へいし、米軍基地が人権、環境、自治、暮らし、文化等に及ぼす影響について説明することで、県内外、そして国際社会の世論形成に取り組んでいる。

今後も、沖縄県を支援する国際的な世論形成に向けて、このような活動を継続していくことが重要である。

ウ 平和発信

(7) 平和に関する資料の整備

沖縄戦の実相と教訓を国内外に発信するためには、市民や研究者等が沖縄戦や平和に関する資料に容易にアクセスできることが重要である。

広島県の「へいわ創造機構ひろしま（HOPe）」や「長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）」では、核兵器に関する情報をまとめた資料を作成し、発信している。これらの取組を参考にしながら、沖縄における平和学習の資料整備と情報発信に取り組むことが重要である。

(イ) 言論プラットフォームの形成

非戦、非核等の軍事によらない安全保障のあり方を積極的に発信することが重要である。国連、国際法、地域間の信頼醸成という平和的手法による安全保障の議論を深める言論プラットフォームとして、沖縄独自の発信力を築いていくことが望ましい。

【参考 1】 沖縄県地域外交方針における地域外交の戦略・取組（抜粋）

（アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点）

平和と国際協調を外交理念とする我が国において沖縄県が担うべき役割を踏まえ、沖縄戦の実相等の海外向け情報の整備、関係機関等との連携・相互理解に取り組み、「人間の安全保障」を含め高次の平和の確保に向けた独自の地域外交を展開します。

<第1段階>

沖縄戦の実相その他沖縄県の平和行政の情報を多言語化する等、海外向けの基礎的な情報を整備するとともに、この情報をより世界に広く届けるためのネットワーク（情報網）を構築し、あらゆる機会を通じて世界に向けた発信を強化します。

<第2段階>

国内外の自治体や研究機関、平和関連団体等と連携・協働し、平和に関する意見交換、学術研究、情報発信等の取組を積み重ねることにより、国・地域毎の事情や考え方の違いを含めて相互理解を深めていきます。

<第3段階>

国内外の関係者等との連携体制を基に、各国・地域の事情に応じて、各関係者等から政府等に対し、戦争の回避はもとより、「人間の安全保障」を含めた、より高次の平和の確保に向けた取組を働きかけていきます。

これらの取組を粘り強く着実に進めることにより、国際機関の沖縄誘致を含め、世界に認められる国際平和創造拠点を構築します。

具体的な取組として、沖縄全戦没者追悼式への海外関係者の参列、平和の礎の追加刻銘についての海外向け情報発信、沖縄平和祈念資料館の展示内容の充実や広報媒体の多言語化、県内平和関連施設との連携強化等を検討する等、国内外、特に海外に向けて、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信を強化します。

また、「沖縄平和賞」の受賞団体、広島・長崎、韓国済州等平和関連施策に積極的に取り組む国内外の自治体、県内で活動する平和関連団体等とのネットワークを活用して、平和に関する広報啓発活動等の新たな展開を検討する等、平和を軸とする国際的なネットワーク形成に取り組めます。

さらに、平和推進の拠点として調査研究等を行う「国際平和研究機構（仮称）」の設置の検討、関係諸国の平和関連機関や研究所と連携強化、平和構築関連の定期的な国際会議の開催に取り組みます。また、アジア・太平洋地域の安定・発展に資する国際機関等の誘致に努めます。

加えて、国際社会に対し、軍事基地の存在を要因とする事件・事故、騒音、環境汚染等諸問題の解決について、人権、地方自治等の観点から訴えていく取組や、沖縄県の地域外交の考え方に賛同する又は米軍基地が駐留し沖縄と同様の課題を抱える海外の地方自治体と連携し、平和構築に関するネットワークの構築や各種会合の開催等を検討します。

さらに、国（政府）と連携し、世界平和をテーマとする首脳会議の沖縄開催の可能性を探求していきます。

2 アジア・太平洋地域の「人間の安全保障」への貢献

貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊は、人間の尊厳ある生活を阻害する要因である。これらの問題が悪化すれば社会不安が起こり、戦争や武力紛争を引き起こす要因にもなる。通常、これらの問題への対応は、戦争や武力紛争の予防とは関係なく取り組まなければならないが、問題を引き起こす要因を早期に発見し、誰もが不安なく暮らせるよう、地域社会と国際社会が国境を越える重層的なネットワークを構築して解決に取り組むことで、戦争や武力紛争を緩和・予防していくことが重要である。

ここでは、人間の安全保障への貢献として、戦争や武力紛争を緩和・予防する観点から、特に沖縄県が意識して取り組む必要がある事項を示す。

（１）継続施策（現行の取組の継続・拡充）

ア 沖縄らしいSDGsの推進

誰一人取り残さない社会の実現を理念とするSDGsは、人間の安全保障が追求する課題に対して、国際社会全体で取り組む共通目標であり、狭義の平和との関係性で見ると、戦争や武力紛争を予防する指針とも言える。

SDGsは、現在抱えている問題を先送りせず、より良い未来を次世代に引き継ぐという倫理観に基づいている。また、経済、社会、環境、ガバナンスという4つの要素をバランス良く発展させ、社会インフラと生活基盤を強化していくことを目指すものである。

沖縄県は、令和元年度に設置した「SDGsに関する万国津梁会議」からの提言を踏まえ、日本や世界のSDGs達成に直結する沖縄の取組という観点から、沖縄県が県民とともにSDGsを推進する指針として「沖縄県SDGs実施指針」を策定している。

同指針では、沖縄らしいSDGsの基本理念として「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を掲げ、同理念の達成にむけた12の優先課題を設定し、課題間の優劣なく取り組むこととしている。アジア・太平洋地域の「人間の安全保障」の確立に向けては、沖縄らしいSDGsの実現に向けた優先課題に対して、統合的かつ継続的に取り組んでいくことが重要である。

SDGsは2030年までの目標であるが、その先の未来に向けて、2045年を区切りとする新たな目標（ポストSDGs）により、持続可能な社会の実現に向けた取組を継続する必要がある。

【参考2】沖縄らしいSDGsの実現に向けた優先課題（「沖縄県SDGs実施指針」
P.8）

(People 人間)

- ① 性の多様性（LGBT等）、障がいの有無、国籍等、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現（多様性の尊重、個人の尊厳）
- ② 医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし
- ③ 地域への誇り（しまくとうばの普及・推進等）と夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

(Prosperity 繁栄)

- ④ 基幹産業として持続可能で責任ある観光（サステナブル／レスポンシブルツーリズム）の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興（農林水産業におけるブランド化等）、県経済の基盤となる安定的な雇用
- ⑤ 日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点
- ⑥ 気候変動に適応する強靱なインフラと交通網の整備

(Planet 地球)

- ⑦ 多様な生物・生態系や世界自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

(Peace 平和)

- ⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信
- ⑨ 共助・共創型の安全・安心な社会の実現

(Partnership パートナシップ)

- ⑩ ユイマール（相互扶助）の継承、人の和・地域の和
- ⑪ 地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携の創出
- ⑫ 世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバル・パートナーシップ

イ 多文化共生社会の構築

沖縄県は令和6年度に「多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議」を設置し、多文化共生社会の構築に向けた提言を受けている。

同提言では、多文化共生推進のためのアクションプランを速やかに策定し、関連分野における必要な施策を明記するとともに、各施策が有機的に連携しながら、提言内容を着実に実施していくことを求めている。沖縄県においては同提言を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

なお、特に留意したい事項として、沖縄県内には、多くの外国籍の方や外国にルーツを持つ子どもたちが暮らしている。彼らが差別されない権利、学ぶ権利を保障することは重要であり、異文化を理解するという側面だけでなく、生活者として安心して暮らせる環境を整備することも求められる。現状では、外国にルーツを持つ子どもたちの教育環境は十分とは言えず、そうした子どもたちに対して、現場の教員の創意工夫に頼るだけでなく、集中的な初期日本語支援を行う施設や機関を設置する等、支援体制を構築する必要がある。

また、海外の学生が長期的に学び、生活したいと思える環境を整備することは、多文化理解と共生社会の実現に向けて重要である。

【参考3】多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議からの提言（抜粋）

（外国人との共生にあたって、あるべき社会の方向性）

- ① 外国人が地域コミュニティを共に創る一員として参加し能力を発揮できる多様性に富んだ活力ある社会
- ② 外国人を含め沖縄県に暮らすすべての人が個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく安全・安心に暮らせる社会
- ③ 沖縄が結び目となって世界に開かれた交流と共生が実現する社会

（外国人相談対応体制についての提言）

- 1. 相談窓口対応職員の増員及び育成を図ること。
- 2. 相談窓口の機能拡充を図ること。
- 3. 相談支援業務に必要な財源を確保すること。
- 4. 在住外国人団体等との連携を図ること。

(やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化についての提言)

1. やさしい日本語や多言語での情報提供・発信を充実させること。
2. 市町村の情報発信の強化を支援すること。
3. 多様な団体との協働により情報発信を行うこと。

(教育環境の整備についての提言)

1. 日本語教育の実施体制の現状を把握・分析し、その結果に応じた施策を策定すること。
2. 日本語教育の機会の提供及び地域日本語教室の設置を促進すること。
3. 外国人幼児、児童、生徒の受入体制を整備すること。
4. 事業主と連携し日本語教育の機会を提供すること。

(ライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化についての提言)

1. 教育、雇用・労働、医療・福祉、住居、防災等の各分野における外国人に対する行政サービスの現状を把握・分析し、対策を強化すること。
2. 各分野における行政の担当者間の連携体制を構築し、情報交換・共有を図ること。
3. 各分野において行政と地域における支援者との連携体制を構築し、情報交換・共有を図ること。

(地域住民と外国人の共生についての提言)

1. 地域住民と外国人を繋ぐ街づくりを促進すること。
2. 各市町村と情報を共有し、取組を支援すること。
3. 財団、JICA沖縄センター、NPO等の関係機関が行う地域住民と外国人の交流を促進する取組に対する助成や補助制度を設けること。
4. 多文化共生月間の実施等沖縄県民に対する多文化共生に係る意識啓発を図ること。

(外国人の病気や障害、災害への備えについての提言)

1. 外国人の病気や怪我、高齢化に対する保健・医療・福祉・介護サービスを提供するにあたっては、やさしい日本語及び文化に配慮した多言語による安全・安心なサービスを提供すること。
2. 行政と民間が連携して安心・安全な保健・医療・福祉・介護サービスを提供する体制を整備すること。
3. 災害時における外国人への情報発信を強化すること。
4. 外国人防災リーダー等の育成や外国人住民の防災訓練への参加等、自主防災組織への参画を促進すること。
5. 防災訓練等を行う市町村をサポートすること。

(外国人が働きやすい社会づくりについての提言)

1. 関係法令の遵守により外国人の雇用を適正に行い、関係機関と連携した働く外国

人の雇用、職場の安全・衛生と定着の促進及び多言語対応の相談窓口の拡充を図ること。

2. 働く外国人に対する差別的待遇改善と救済・紛争解決を図ること。

(外国人への差別の解消についての提言)

1. 「沖縄県差別のない社会づくり条例」を浸透させ、より実効性あるものとして積極的に活用すること。
2. 多文化共生施策への企業等の参画を促すこと。
3. 幼少期から多文化共生教育の推進や、周囲の多様な外国人との対話・交流を促進すること。

(連携・協働体制の構築と拡充についての提言)

1. 多文化共生施策に係る県庁内の各分野の担当課間の連携体制や学校、企業、医療機関等各分野の当事者との連携体制を強化すること。
2. 多文化共生施策を行う関係機関相互の連携を強化すること。
3. 県の担当職員の増員や担当課の設置等、体制を強化すること。

(多文化共生推進のためのアクションプランの策定についての提言)

1. 多文化共生推進のためのアクションプランを速やかに策定すること。
2. アクションプランには各分野における必要な施策を明記するとともに、期限を定めた目標を設定し、効果検証を行うこと。
3. アクションプランに定めた各施策が有機的に連携し提言の実現が図られるよう着実に実施すること。

ウ 安全に安心して豊かに暮らせる社会の実現

安全で安心な暮らしを実現するためには、災害に強い社会インフラの整備が不可欠である。気候変動による災害や自然災害への対応力を強化するため、社会基盤の防災・減災対策、長寿命化対策、ハザードマップの充実と周知、災害時の緊急避難体制の強化、災害情報の多言語化（外国語対応、やさしい日本語導入）、要配慮者への避難支援体制の構築等の取組を推進する必要がある。

沖縄県は令和5年度に設置した「地域外交に関する万国津梁会議」からの提言を踏まえ、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定している。

同方針では、沖縄県の地域外交の理念として「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題の解決に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する」を掲げ、3つの目指す姿（目標）の一つに、「世界の島しょ地域等とともに持続可能な発展を図る国際協力・貢献拠点」を挙げている。

沖縄が目指す地域外交にとっても国際協力の価値は非常に大きく、沖縄が持つ、平

和構築、防災、インフラ、水資源管理、廃棄物管理、エネルギー、保健医療等、世界の様々な地域が抱える課題を解決するために役立つ各分野の知見や技術は、世界へ貢献できる沖縄の強みであり、これらの沖縄の力の活用が世界の国・地域との関係づくりへの構築へもつながると考えられる。⁷

なお、国際協力は、武力紛争を長引かせたり、負のインパクトを与えたり、新たな武力紛争の火種となる可能性もあるため、平和構築に有効な取り組みと、平和を阻害する可能性のある取り組みを見極めることが重要であり、国際協力や貢献が必ずしも平和に直結するわけではないことに留意する必要がある。

【参考 4】 沖縄県地域外交方針における地域外交の戦略・取組（抜粋）

（世界の島しょ地域等とともに持続可能な発展を図る国際協力・貢献拠点）

沖縄が島しょ県として培ってきた知見・技術、人的資源等を効果的に活用し、世界の途上国が抱える課題の解決につながる国際協力を積極的に行う地域としてアピールすることにより、国内外の認知度を上げていきます。

<第1段階>

JICA等関係機関が実施する海外研修員受入又は海外協力派遣、具体的な海外案件への参画・協力等の取組を積極的に実施することにより、国際協力・貢献に関する「現場対応能力」の向上と海外ニーズの把握を図るとともに、国際協力に活用できる県内企業・団体等有する知見・技術の情報収集と整理を行います。

<第2段階>

海外の現場ニーズと県内の知見・技術のマッチング（適合・結びつける）を行い、沖縄県が実施可能な国際協力案件を整理のうえ国内外にPRすることにより、国際協力・貢献に関する「企画調整能力」の向上を図るとともに、これらの取組を通じて得られた県内外の関係者との持続的な関係づくりの仕組みを構築し、沖縄の地域外交の「人的資産」の形成を図ります。

<第3段階>

ここまでの取組実績で培ってきた「現場対応能力」「企画調整能力」「人的資産」を最大限に活用して、沖縄県自らが主体的に国際協力・貢献事業を実施し、JICA等との協働による更なる相乗効果を発揮する等沖縄の国際協力・貢献活動を質・量とも拡充させることにより、沖縄が信頼できる国際協力拠点として国内外に認知される状況を創出します。

⁷ 令和6年1月沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議「沖縄県の地域外交に関する提言書」P22-23

具体的には、JICA沖縄と連携し、研修員受入や国際協力員派遣等への参画・協力を強化するとともに、島しょ地域での平和構築、防災、インフラ、水資源管理、環境、エネルギー、保健医療等の課題を解決する技術や経験を活用する取り組みを進めます。例えば、カンボジア地雷対策センターと沖縄県が連携・協力し、沖縄が有する平和発信のノウハウが国際協力に貢献する事例も出てきており、今後も同様の課題を有する国・地域へ協力・貢献する取組を推進します。

また、県内外で活動するNGO・NPOは、世界の貧困、教育、環境問題、人権等への国際貢献活動について相互に連携するためのネットワークを有していることから、沖縄の地域外交の重要なパートナーとして連携を図ります。

さらに、JICA沖縄や今後設置する「世界ウチナーンチュセンター（仮称）」を含めた関連施設の活用、沖縄に思いを寄せる人々が一堂に会する「世界のウチナーンチュ大会」の開催等県系人のみならず海外の幅広い層との交流・連携を図ります。

加えて、沖縄で研修を受ける海外からの研修員との関係を研修後も継続するとともに、県内在住外国人や在住経験のある外国人との繋がりを深めることで、各国・地域との持続的な関係構築に活用することを検討します。

第5章 将来像の実現に向けた推進体制

第4章で提案した方策の実行においては、沖縄県が主導的な役割を果たすことが求められる。沖縄県は各種施策を通じて、恒久平和に貢献している姿を国内外に広く発信するとともに、様々な取組の成果を平和の波のように世界に広げていくことを目指すべきである。そのためには、中長期の視点に立ち、時代の要請に応じて施策を進化させながら継続していくことが重要である。

沖縄県においては、そのために必要な関係団体等との連携体制の構築、沖縄県の組織体制の強化を図るほか、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を実現するための中核組織となる平和研究機構の創設とその安定的な運営に必要な財源として平和基金の創設などに取り組まなければならない。

1 行政（県・市町村）、民間団体・研究機関の連携

（1）市町村等との連携

沖縄県は令和7年1月に、市町村との連携を強化し、平和施策の総合的な推進を図るため「沖縄県・市町村平和施策関係連絡会議」を設置している。

この連絡会議を継続的に開催することで、各施策の効率的・効果的な実施、連絡調整、情報共有を図り、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」の実現に向けた平和行政を推進していくことが重要である。

広島と長崎では、へいわ創造機構ひろしま（HOPe）や核兵器廃絶長崎連絡会議が設立され、行政の枠を超えた幅広い連携体制のもと、多岐にわたる活動が展開されている。沖縄県が、県民一丸となって世界の恒久平和に貢献していくためには、県内の多様な主体とネットワークを構築し、産学官民が一体となった推進体制の構築を目指していくことが望ましい。

（2）平和関連施設との連携

沖縄県内には沖縄戦と戦後の歴史をテーマに「平和・人権」に関する展示や企画を行う博物館が数多く存在する。そのうち、県内の8施設（①沖縄愛楽園、②ヌチドゥタカラの家、③佐喜眞美術館、④不屈館、⑤対馬丸記念館、⑥ひめゆり平和祈念資料館、⑦沖縄県平和祈念資料館、⑧南風原文化センター）が、平和の発信力を高めるため、令和7年2月に「沖縄・平和と人権博物館ネットワーク」を設立している。

同ネットワークと平和行政が連携し、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」の実現に向けた取組を推進することで、情報発信の相乗効果を高める効果が期待される。

（3）広島・長崎等の他の自治体との連携

沖縄県は平成7年に「非核・平和沖縄県宣言」を行っているほか、本土復帰前には米軍による核兵器の配備により、県民が核兵器の脅威と隣り合わせの生活をしてきた経緯

がある。2006 年の北朝鮮における核実験、戦争・武力紛争が起きている現在の世界情勢において、核兵器が使用されるかもしれないという危機意識が高まっている中、広島県が主導している「グローバル・アライアンス『持続可能な平和と繁栄をすべての人に』（GASPPA）」に参画する等、広島や長崎と連携して国際社会に核兵器廃絶を求めることは、世界の恒久平和に貢献していく上で意義がある。

加えて、平和構築に向けては、核兵器廃絶や恒久平和を世界に発信している国内外の自治体とのネットワークを強化し、如何にして戦争を回避していくかについて相互に研究しながら、その成果等を広報・啓発していくことが重要である。平和行政に積極的に取り組んでいる国内外の自治体と平和の発信や次世代を担う人材育成、平和教育、国内外とのネットワーク強化等について意見を交わし、連携の可能性を検討していくことが望まれる。

2 県の組織体制等

（１）部局横断的な施策の推進

「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」の実現に向けては、沖縄県庁内で「人間の安全保障」の概念に対する理解を深め、人間の安全保障の視点が様々な施策で取り入れられるように包括的で横断的な取組を推進していく必要がある。沖縄県には、関連施策を横断的に連携させることが求められる。

（２）平和祈念資料館の体制強化

沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的体験の継承と世界の平和創造に寄与する平和の発信拠点として設立され、沖縄戦や平和に関する資料の整理・保管・活用をはじめ、修学旅行の平和学習等の学校教育において重要な役割を果たしてきた。

戦後 80 年を迎え、沖縄戦の実相と教訓を次世代に伝えていくとともに、中長期的な視点に立って恒久平和の樹立に寄与していくためには、更なる関連資料の整理・保管・活用の推進、研究機能の強化、平和学習の質の維持・拡充、国内外の平和資料館・博物館との連携強化、展示内容の充実が求められており、学芸員の増員や平和に関する高い専門性と豊富な経験を持つ人材の登用等の体制強化が必要である。

3 平和研究機構の設置の必要性

（１）研究機構を設立する意義

「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」の実現に向けては、これまでの経験や価値観を継承するのみならず、それらを時代に合わせて進化させながら、戦争を予防するという長期的な課題へのコミットが必要となる。そのため次世代からの関与を継続的に得ていくことが重要である。

沖縄県主導で「恒久平和への貢献」を目指すためには、調査研究を推進し、その成果を沖縄から発信する拠点となる研究体制を整備・強化していくことが有効である。

語り部が高齢化する中、史料や史実の大切さを再確認し、それらに基づく教育や発信が一層重要となる。研究機構に蓄積される質の高い研究成果や史料は、平和の発信と教育において横断的な役割を担う効果が期待できる。

また、研究機構の設置は、研究者や研究成果の集積による研究の相乗効果が期待されるだけでなく、関係者間のネットワークをはじめ、広島市立大学広島平和研究所や長崎大学核兵器廃絶研修センター等の他の国内外の研究機関とのネットワークの構築も期待できる。

平和研究機構の創設は、沖縄県が平和に関する研究等を強化する意思表示となるものであり、これまで研究に取り組んできた方々にとっての励みとなる。また、機構の創設と併せて、平和研究に係る奨学金等を創設することができれば、これから平和研究の分野に携わろうとする若い世代にとっても励みとなる。平和研究機構の創設により、県内における平和研究と関連する様々な活動の促進に繋がることが期待される。

(2) 研究機構の位置づけ・機能

既存のリソースを活用するため研究所をゼロから作る発想でなくてもよく、県関連の機関として平和祈念資料館内や県内の大学内に数人程度の体制で設置し、大学（大学内の既設の研究所を含む）や公文書館、市町村等におけるこれまでの蓄積や既存のプロジェクトを繋ぎ、取りまとめ、相乗効果を得ていくネットワーク機能を持った機関として位置づけていく方が現実的だと思われる。設立に向けては、長崎の連絡協議会のような形で県内の関係者とネットワーキンググループ設置し、検討を進めていく方法もある。

研究機構には研究機能をはじめ、研究成果の普及機能、研究者・学芸員・アーキビストなどの人材育成機能、更には、市町村史の編纂等を支援する機能が求められる。

研究は、研究者だけで進めるのではなく市町村や市民の意見を聴きつつ進められるべきであり、その成果は、市民、研究者、行政、政治家等、様々な立場から発信されていくことが重要である。

(3) 研究テーマ

研究テーマは、ローカルとグローバルの2つの視点から検討することもできる。例えば、ローカルな視点からのテーマには、沖縄戦に関する研究や県民が抱える基地問題、沖縄からの移民者の戦争体験などが考えられ、グローバルな視点からのテーマには、戦争や安全保障などが考えられる。

ローカルな視点のテーマは、地域特有の課題を深く掘り下げたり、地域だからこその史料を生かしたりすることで、国際平和や平和学の理論への貢献にも繋げていくことが望ましい。

グローバルな視点のテーマは、イデオロギーを排除した上で、地上戦を経験した沖縄県として戦争をいかに予防するかを研究したり、米軍基地を抱えている沖縄県がアジア・太平洋地域の軍事的な安全保障について考察し、地域における基地機能や規模の必要性を論理的に整理したりすることなども考えられる。

その他、これまで扱われることが少なかった、歴史的な事件（1954年の米国による水爆実験の県民への影響など）についてNGOと連携した真相究明、沖縄から海外に移住した方々の戦争体験、対人地雷や不発弾などをテーマとしていくことも考えられる。

研究成果については、論文など読んでその内容をより深く学びたいと思った人々が、沖縄を訪れることで研究の背景などについて触れることで、理解を深めることができるような体制を整えることが望ましい。

また、市民、研究者、行政、政治家など、様々な立場から研究成果を発信していくことが重要であり、県民や観光客などの一般の方々への周知、共有においては、県内の平和関連施設と連携した情報発信、シンポジウムの開催などが有効であるほか、ダークツーリズムによる普及も考えられる。特に、沖縄県平和祈念資料館を含む「沖縄・平和と人権博物館ネットワーク」に所属する8館は多くの方が足を運ぶ施設であり、同ネットワークとの連携は研究成果の発信においても有効な手段だと考えられる。

（４）市町村との連携

市町村史の編纂等で育成された人材と彼らが有する知識を有効活用するため、共同研究等を通じてこれらの人材との連携体制を構築できれば、研究分野で働く人材の経験と収入を得る機会の創出に繋げることができる。

（５）研究機構の持続性

平和研究や機構の運営に係る資金は、沖縄県の財政資金をはじめ、関係団体からの負担金、民間企業や個人からの寄付金、クラウドファンディング、ふるさと納税、募金などから調達していくことが想定される。研究等の持続性を保つためには、資金の調達先を分散し、調達のリスクを低減することが望ましいことから、ファンドレイジングに成功している他の事例から学ぶ必要がある。

また、人材の確保については、有望なアーキビストや研究員を育成していくことが重要であるため、研究を支えるための奨学金や研究奨励金の創設を検討すべきである。さらに、学生や若手研究者に向けたインターンシップ制度とそれに対する資金援助を行うことが望ましい。

将来像の実現に向けた基本的な方策 行程表

区分	短期施策	中・長期施策
	策定から３年から５年	策定から概ね10年
	戦後85年	戦後90年
戦争・紛争のない社会構築への貢献（「狭義の平和」への貢献）		
	1 平和意識の醸成 (1) 平和ガイド育成、活躍の場の創出 (2) 小中高校における平和学習の充実 (3) 平和継承における地域、学校との連携 (4) 若者を中心としたイニシアティブの推進、政策提言、参画 (5) 第32軍司令部壕の保存公開	1 平和意識の醸成 (1) 沖縄戦と基地問題の若者への継承 (2) 戦争遺跡群の保存・活用
	2 ネットワーク構築 (1) 国際的な都市間ネットワーク (2) 世界の県系人(ウチナーンチュ)による多様で重層的なネットワーク (3) 行政とNGO等市民団体との連携	2 ネットワーク構築 (1) 平和博物館の利活用による若者の交流 (2) 共同生活・交流による多様な文化の相互理解 (3) 国連等国際機関との連携
	3 平和発信 (1) 世界から見た沖縄の状況を踏まえた平和発信 (2) 若者やメディアと連携した情報発信	3 平和発信 (1) 平和に関する資料の整備 (2) 言論プラットフォームの形成
アジア・太平洋地域の「人間の安全保障」の確立への貢献（「広義の平和」への貢献）		
	1 沖縄らしいSDGsの推進	
	2 多文化共生社会の構築	
	3 安全に安心して豊かに暮らせる社会の実現	

沖縄県においては、上記の方策の実行に必要な関係団体等との連携体制の構築、沖縄県の組織体制の強化を図るほか、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を実現するための中核組織となる平和研究機構の創設とその安定的な運営に必要な財源として平和基金の創設などに取り組まなければならない。

委員名簿

	氏名（敬称略）	所属・職名
1	アキヤマ ミチヒロ 秋山 道宏	・ 沖縄国際大学総合文化学部 准教授 ・ 南風原平和ガイドの会役員
2	オサ ユキエ 長 有紀枝	・ 立教大学大学院社会デザイン研究科 教授 ・ 認定 NPO 法人難民を助ける会 (AAR Japan) 会長
3	キタウエダ ゲン ○北上田 源	・ 琉球大学教育学部社会科教育専修 准教授 ・ 沖縄平和ネットワーク事務局長
4	ハタケヤマ スミコ 畠山 澄子	・ ピースボート共同代表
5	ヒガ チホ 比嘉 千穂	・ （一社）世界若者ウチナアンチュ連合会 代表理事 略称 WYUA（ユア・World Youth Uchinanchu Association）
6	ムラタ シュンイチ ◎村田 俊一	・ 関西学院大学 教授 ・ 国連・外交統括センター長
7	ヤマネ カズヨ 山根 和代	・ 立命館大学衣笠総合研究機構 国際地域研究所 客員協力研究員 ・ 平和博物館の国際ネットワーク（I NMP）顧問

※ 名簿の順番は五十音順

※ ◎は委員長、○は副委員長